

災害に備え訓練を実施しよう!

災害はいつ起こるかわかりません!
「いざ」という時に備え、あなたも火災や地震を
想定した訓練を実施しましょう!!



訓練に関する問合せ先 赤坂消防署 03-3478-0119
 防災訓練に関すること 赤坂消防署警防課地域防災担当
 自衛消防訓練に関すること 赤坂消防署予防課自衛消防担当

赤坂消防団員募集中!

消防団員募集



【入団条件】

- ※両方を満たしている方
- ・赤坂・青山地区に居住、勤務又は通学している方
- ・18歳以上の健康な方

災害活動、訓練以外にイベントでの警戒活動等も実施します



入団に関する問合せ先

赤坂消防署 警防課 防災安全係
 電話 03-3478-0119

E-mail: akasaka2@tfd.metro.tokyo.jp



YouTube 東京消防庁 公式チャンネル



消火器やAEDの使い方など、消防に関する動画がたくさんあるよ!
是非チャンネル登録を!

YouTube 東京消防庁公式チャンネル

チャンネル登録をお願いします!!

あかね

2024年
No.293

赤坂消防署 2023年中の主な出来事



消防活動訓練効果確認(5月)



はたらく消防の写生会(4、5月)



春の火災予防運動 一日消防署長(3月)



自衛消防訓練審査会(7月)



24時間続いた震災消防訓練(11月)



文化財防火デーに伴う消防演習 In 根津美術館(1月)

消防に関するご相談・お問合せ

赤坂消防署 港区南青山二丁目16番9号
 電話 03-3478-0119
 新町出張所 港区赤坂六丁目17番6号
 電話 03-3505-0119

【赤坂消防署ホームページ】

赤坂消防署 検索



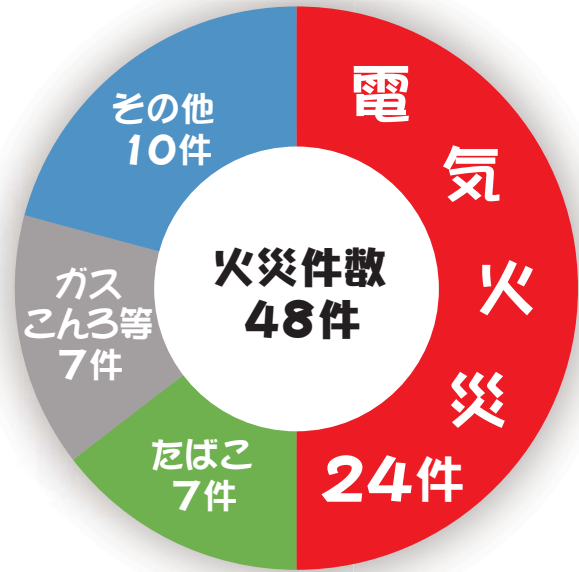
【東京消防庁ホームページ】
 消防に関する最新情報や各種届出用紙をダウンロードすることができます。

東京消防 検索



発行・編集
 赤坂防火防災協会
 赤坂災害予防協会
 赤坂女性防災会
 赤坂消防団
 監修
 赤坂消防署

令和5年中の主な出火原因



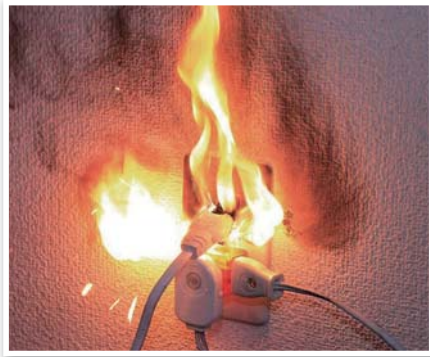
第1位は電気火災

令和5年中の電気火災は**24件**で、全体の**50%**を占めました。
また、**過去10年**、いずれの年も電気火災が**出火原因第1位**となっています。
続いて、たばこ、ガスこんろ等が同数で第2位となっています。
以下のポイントに注意して、未然に火災を防ぎましょう！

令和5年中赤坂消防署管内の主な出火原因

第一位

電気火災



予防のポイント

定期的に点検・清掃する！

電子レンジで長時間加熱すると発火することがあります。使用方法を確認しましょう！

ほこりでトラッキング※

※トラッキング：隙間にたまったほこりが、湿気を吸収して電気を通しやすい状態になり、ショートし発火する現象

第二位

たばこ



予防のポイント

歩きたばこ・ポイ捨てはしない！

寝たばこはしない！

残った火種から着火

第二位

ガスこんろ等



予防のポイント

調理中にその場を離れない！

台所は整理整頓を心がける！

油が加熱され発火

こんろの火から可燃物に着火

本当に必要ですか？ その救急車！

昨今、救急要請が非常に多い状況が続いています。救急車の数にも限りがあります。救急車を呼ぶかどうか迷ったら電話相談窓口**#7119**のご利用をお願いします。
あなたの協力で救急車が必要な人に迅速に駆けつけられます！

救急車の適正利用にご協力をお願いします！

救急車の適時・適切な利用のお願い

こんな時…どうしよう？

頭痛い！
転んで腰が！
あつ！急にお腹が！

病院？救急車？迷ったら…

#7119



管内のデジタルサイネージでも救急車の適正利用を呼びかけています。

鳴りますか？ 住宅用火災警報器！

維持することは義務です！

10年を目安に本体交換しましょう！

設置から10年が経過した住宅用火災警報器は、そろそろ電池切れや機器の故障が心配なころ…

10年経ったか分からないときは？

内部に記載されている製造年月からおおよその設置時期を推測しましょう。

製造年月日 12 10 15

※2012年10月15日(製造)と表記されています。

設置時は機器本体に設置年月を記載しましょう！

日頃から作動確認で正常を確認していても、突然動かなくなることも。
10年を目安に本体まるごと交換し、安全安心な家づくりを！

まだつけてなかったら リビングなどの居室、台所、階段に設置しましょう！



設置は義務です！

住宅用火災警報器は、火災予防条例により平成22年4月1日から全ての住宅に設置(維持を含む)が義務付けられています。
※居間、リビング、子供部屋、寝室などの普段使っている居室の天井または壁に設置が必要です。

〔共同住宅等で自動火災報知設備等が設置されている建物は、住宅用火災警報器の設置義務はありません。〕